

記者発表（発表・資料配布）				
月／日 (曜日)	担当課室名 (担当班名)	TEL(内線) ダイヤルイン	発表者名 (担当係長名)	その他の発表 ・配布先
1／30 (金)	農林水産部流通戦略課 (食の安全・ゼロミッション班)	79427 080-4083-5290	流通戦略課長 磯崎 博隆 (主幹 渡邊 健介)	

食品の不適正表示に対する食品表示法に基づく措置

◎ 概要

マルヨ食品株式会社（美方郡香美町香住区香住1234）の親会社である株式会社万代リテールホールディングスからの通報を受け、令和7年9月11日から令和7年12月24日に、マルヨ食品株式会社に対し食品表示法に基づく立入検査を実施したところ、同社が表示責任者となる「かにみそ加工品」等について、不適正な表示をし、販売していたことを確認しました。

1 事業者名

マルヨ食品株式会社（本社：美方郡香美町香住区香住1234 以下「マルヨ食品」という。）

2 違反内容

マルヨ食品が表示責任者となる「かにみそ加工品」等（商品名「かにの身入りかにみそ瓶詰」ほか43商品）について、次の（1）から（4）のとおり不適正な表示をし、少なくとも令和7年6月1日から令和7年8月31日までの間に、合計390,286個を販売したことを確認した（別表1から別表4参照）。

- 商品名「かにの身入りかにみそ瓶詰」について、原材料のうち「かにみそ」の原産地を「国産、カナダ産」と表示しているにもかかわらず、国産、カナダ産以外に「韓国産」を使用して販売する等、不適正な表示をしていた。その他にも、かにみそ加工品26商品について不適正な表示をし、上記の期間に計164,732個販売していたこと（別表1）。
- 商品名「かに釜めしの素(247g)」について、原材料のうち「かに身」の原産地を「山陰沖産」と表示していたにもかかわらず、山陰沖産以外に「ロシア産」を使用して販売する等、不適正な表示をしていた。その他にも、かに身加工品4商品について不適正な表示をし、上記の期間に計10,467個販売していたこと（別表2）。
- 商品名「荒磯のり(180g)」について、原材料のうち「ひとえぐさ」の原産地を「伊勢産」と表示していたにもかかわらず、伊勢産以外に「鹿児島県産」を使用して販売する等、不適正な表示をしていた。その他にも、のり加工品10商品について不適正な表示をし、上記の期間に計213,577個販売していたこと（別表3）。
- 商品名「鯛釜めしの素」について、原材料のうち「鯛」の原産地を「アルゼンチン産」と表示しているにもかかわらず、「国産」を使用して販売するという不適正な表示をし、上記の期間に1,510個販売していたこと（別表4）。

3 食品表示法に基づく措置

マルヨ食品が行った上記2の行為は、食品表示法第4条第1項に基づき定められた食品表示基準第3条第1項の表の「原材料名」の項及び同条第2項の表の「原料原産地名」の項、第9条第1項第2号の規定に違反するものである（別記参照）。

よって兵庫県は、マルヨ食品に対し食品表示法第6条第1項の規定に基づき、以下のとおり改善の指示を行った。

- 販売する全ての食品について、直ちに表示の点検を行うとともに、不適正な表示の食品について、速やかに基準の規定に従って、適正な表示に是正すること。

- (2) 販売していた食品について、基準に従った表示がされていなかった主な原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に対する認識の欠如並びに食品表示についての内容確認及び管理体制に不備があると考えられることから、更なる原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2) の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示の相互チェック体制の強化、拡充その他の再発防止対策を適切に実施すること。これにより、今後販売する食品についても、基準に違反する不適正な表示を行わないこと。
- (4) 全役員及び全従業員に対して食品表示制度についての教育を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1) から (4) までに基づき講じた措置について報告書に取りまとめ、令和8年3月2日までに兵庫県知事あてに提出すること。

(別表1)

番号	商品名	不適正表示の内容	売上数量(個) (R7.6.1～R7.8.31)
1	かにの身入りかにみそ瓶詰	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産、カナダ産」と表示していたにもかかわらず、国産、カナダ産以外に「韓国産」を使用していた ・原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった ・原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった ・「米粉」「還元水飴」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	80,553
2	かにみそ缶詰	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産、カナダ産」と表示していたにもかかわらず、国産、カナダ産以外に「アイルランド産」を使用していた ・「還元水飴」「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	36,618
3	かに味噌瓶詰	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「アイルランド産」を使用していた ・「還元水飴」「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった ・使用していない「食物繊維」を表示していた	7,219
4	かにの身入りかにみそチューブ	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「韓国産」を使用していた。 ・原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった ・原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった ・「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	5,822
5	新かにの身入りかにみそ缶詰	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「韓国産」を使用していた ・原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった ・原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった ・「米粉」「還元水飴」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	4,996
6	かにの身入りかにみそ(60g)	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「韓国産」を使用していた ・原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった ・原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった ・「米粉」「還元水飴」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	3,660
7	特選かにみそ瓶	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「韓国産」を使用していた ・「発酵調味料」「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	3,556
8	かにみそ瓶詰	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「アイルランド産」を使用していた ・「還元水飴」「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	2,693
9	かにみそ(500g)	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「韓国産」を使用していた。 ・「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	2,663
10	かにみそ(100g)	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「韓国産」を使用していた。 ・「米粉」「食塩」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	2,645

(別表1)

番号	商品名	不適正表示の内容	売上数量(個) (R7.6.1～R7.8.31)
11	かにの身入りかにみそ(70g)①	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「韓国産」を使用していた ・原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった ・原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった ・「米粉」「還元水飴」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	2,520
12	紅ずわいかにみそ	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「韓国産」を使用していた ・「発酵調味料」「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった ・「還元水飴」「砂糖」「食塩」を使用していないにもかかわらず、表示していた	1,762
13	かにの身入りかにみそカップ	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「韓国産」を使用していた ・原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった ・原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった ・「米粉」「還元水飴」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	1,656
14	かにの身入り蟹みそ	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、「カナダ産」及び「アイルランド産」を使用していた ・原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった ・原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった ・「還元水飴」「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	1,632
15	香住かにみそ	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「韓国産」を使用していた ・「米粉」「砂糖」「寒天」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった ・使用していない「かつおエキス」「昆布エキス」を表示していた	1,448
16	チューブかにみそ(300g)②	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「韓国産」を使用していた ・「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	1,130
17	滋味かにみそ瓶	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「韓国産」を使用していた ・「発酵調味料」「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	955
18	滋味かにの身入りかにみそ	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「韓国産」を使用していた ・原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった ・原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった ・「米粉」「還元水飴」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	891
19	チューブかにみそ(300g)①	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「韓国産」を使用していた ・原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった ・「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	750
20	かにみそかに身入り(60g)	・原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「韓国産」を使用していた ・原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった ・原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった ・「米粉」「還元水飴」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった	567

(別表1)

番号	商品名	不適正表示の内容	売上数量(個) (R7.6.1～R7.8.31)
21	かにの身入りかにみそ(平袋)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「韓国産」を使用していた 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった 「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 	321
22	かにみそ(80g)②	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「韓国産」を使用していた 「発酵調味料」「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 	220
23	かにみそ(80g)①	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「韓国産」を使用していた 「発酵調味料」「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 	170
24	かにの身入り香住かにみそ	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「韓国産」を使用していた。 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった 「米粉」「砂糖」「寒天」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 使用していない「かつおエキス」「昆布エキス」を表示していた 	155
25	(特) かにみそカップ	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「アイルランド産」を使用していた 「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 	72
26	(特) かにみそ	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「かにみそ」について、原産地を「国産」と表示していたにもかかわらず、国産以外に「カナダ産」及び「アイルランド産」を使用していた 「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 	36
27	かにの身入りかにみそ(70g)②	<ul style="list-style-type: none"> 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 原材料のうち「かに身」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の表示が必要にもかかわらず、表示していなかった 「米粉」「還元水飴」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 	22

(別表2)

番号	商品名	不適正表示の内容	売上数量(個) (R7.6.1～R7.8.31)
1	かに釜めしの素(247g)	・原材料のうち「かに身」について、原産地を「山陰沖産」と表示していたにもかかわらず、山陰沖産以外に「ロシア産」を使用していた ・「発酵調味料」「たん白加水分解物」「還元水飴」「米粉」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった ・使用していない「みりん」を表示していた	3,375
2	焼かにちらりめん	・原材料のうち「かに身」について、原産地を「兵庫県香住産」と表示していたにもかかわらず、兵庫県香住産以外に「鳥取県産」及び「ロシア産」を使用していた ・「食塩」を使用していないにもかかわらず、表示していた	3,131
3	焼かにほぐし(50g)	・原材料のうち「かに身」について、原産地を「兵庫県香住産」と表示していたにもかかわらず、兵庫県香住産以外に「鳥取県産」及び「ロシア産」を使用していた ・「醤油」を使用したにもかかわらず、表示していなかった	2,077
4	かに釜めしの素(265g)	・原材料のうち「かに身」について、原産地を「兵庫県香住産」と表示していたにもかかわらず、兵庫県香住産以外に「鳥取県産」及び「ロシア産」を使用していた ・原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった ・「発酵調味料」「たん白加水分解物」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった ・使用していない「みりん」を表示していた	1,860
5	焼かにほぐし(250g)	・原材料のうち「かに身」について、原産地を「兵庫県香住産」と表示していたにもかかわらず、兵庫県香住産以外に「鳥取県産」及び「ロシア産」を使用していた ・「醤油」を使用したにもかかわらず、表示していなかった	24

(別表3)

番号	商品名	不適正表示の内容	売上数量（個） (R7.6.1～R7.8.31)
1	荒磯のり(180g)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「ひとえぐさ」について、原産地を「伊勢産」と表示していたにもかかわらず、伊勢産以外に「鹿児島県産」を使用していた 原材料のうち「あまのり」について、原産地を「瀬戸内産」と表示していたにもかかわらず、瀬戸内産以外に「瀬戸内産以外の国産」を使用していた 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 原材料のうち「水飴」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の記載が必要にもかかわらず、記載していなかった 「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 使用していない「みりん」を表示していた 	148,223
2	天草のり	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「ひとえぐさ」について、原産地を「天草産」と表示していたにもかかわらず、天草産以外に「鹿児島県産」を使用していた 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 原材料のうち「水飴」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の記載が必要にもかかわらず、記載していなかった 使用していない「砂糖混合異性化液糖」を表示していた 	31,728
3	荒磯のり(230g)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「ひとえぐさ」について、原産地を「伊勢産」と表示していたにもかかわらず、伊勢産以外に「鹿児島県産」を使用していた 原材料のうち「あまのり」について、原産地を「瀬戸内産」と表示していたにもかかわらず、瀬戸内産以外に「瀬戸内産以外の国産」を使用していた 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 原材料のうち「水飴」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の記載が必要にもかかわらず、記載していなかった 「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 使用していない「みりん」を表示していた 	16,735
4	青のり(180g)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「ひとえぐさ」について、原産地を「伊勢産」と表示していたにもかかわらず、伊勢産以外に「鹿児島県産」を使用していた 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 「たん白加水分解物」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 使用していない「みりん」を表示していた 	5,950
5	青のり(120g)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「ひとえぐさ」について、原産地を「伊勢産」と表示していたにもかかわらず、伊勢産以外に「鹿児島県産」を使用していた 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 「たん白加水分解物」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 使用していない「みりん」を表示していた 	3,455
6	京都市場の魚屋さんが食べたくてつくったのり佃煮	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「あまのり」について、原産地を「瀬戸内産」と表示していたにもかかわらず、瀬戸内産以外に「瀬戸内産以外の国産」を使用していた 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 原材料のうち「水飴」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の記載が必要にもかかわらず、記載していなかった 「たん白加水分解物」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 使用していない「みりん」を表示していた 	2,400
7	青のり(230g)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「ひとえぐさ」について、原産地を「伊勢産」と表示していたにもかかわらず、伊勢産以外に「鹿児島県産」を使用していた 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 「たん白加水分解物」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 使用していない「みりん」を表示していた 	2,328

(別表3)

番号	商品名	不適正表示の内容	売上数量（個） (R7.6.1～R7.8.31)
8	荒磯のり(260g)	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「ひとえぐさ」について、原産地を「伊勢産」と表示していたにもかかわらず、伊勢産以外に「鹿児島県産」を使用していた 原材料のうち「あまのり」について、原産地を「瀬戸内産」と表示していたにもかかわらず、瀬戸内産以外に「瀬戸内産以外の国産」を使用していた 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 原材料のうち「水飴」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の記載が必要にもかかわらず、記載していなかった 「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 使用していない「みりん」を表示していた 	1,816
9	のり佃煮	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「水飴」について、使用した原材料に占める重量割合が最も高いため製造地の記載が必要にもかかわらず、記載していなかった 「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 使用していない「みりん」を表示していた 	654
10	椎茸のり	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「ひとえぐさ」について、原産地を「伊勢産」と表示していたにもかかわらず、伊勢産以外に「鹿児島県産」を使用していた 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 「砂糖混合異性化糖液糖」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 使用していない「砂糖」「水飴」「みりん」を表示していた 	208
11	のり佃煮（青のり）	<ul style="list-style-type: none"> 原材料のうち「ひとえぐさ」について、原産地を「伊勢産」と表示していたにもかかわらず、伊勢産以外に「鹿児島県産」を使用していた 原材料名の表示について、使用した原材料に占める重量割合が高い順に表示されていなかった 「たん白加水分解物」「発酵調味料」を使用していたにもかかわらず、表示していなかった 使用していない「みりん」を表示していた 	80

(別表4)

番号	商品名	不適正表示の内容	売上数量（個） (R7.6.1～R7.8.31)
1	鯛釜めしの素	原材料のうち「鯛」について、原産地を「アルゼンチン産」と表示しているにもかかわらず、「国産」を使用していた	1,510

(別記)

○ 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。

第 6 条第 8 項及び第 11 条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地
その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～6 [略]

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

(指示等)

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8 [略]

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第八条 (略)

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3～9 [略]

(権限の委任等)

第十五条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～3 [略]

4 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行うこととができる。

5 [略]

○食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 27 年政令第 68 号）

（都道府県又は指定都市が処理する農林水産大臣の権限に属する事務）

第五条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第二号から第五号までに掲げる事務（第二号から第四号までに掲げる事務にあっては、法第六条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも食品関連事業者であって、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるものに関するものに限る。）に関する事務 次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 食品関連事業者であって、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるもの（ロに規定する指定都市内食品関連事業者を除く。以下この条及び次条において「都道府県内食品関連事業者」という。） 当該都道府県の知事

ロ 食品関連事業者であって、その主たる事務所及び事業所が一の指定都市の区域内のみにあるもの（以下この条及び次条において「指定都市内食品関連事業者」という。） 当該指定都市の長

二～五 [略]

2～8 [略]

○ 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）

（横断的の義務表示）

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第 6 条及び第 7 条において同じ。）には、次の表の左欄に掲げる表示事項が同表の右欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の左欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の右欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

原材料名	1 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。 一 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。 二 (略)
------	--

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

輸入品以外の加工食品	原料原産地名	1 対象原材料（ <u>使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料</u> （酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第二条第三項に規定する指定米穀等（米穀及び別表第十五の 1 の (6) に掲げるものを除く。）の原材料である米穀を除く。）をいう。以下同じ。）の原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。 一 対象原材料が生鮮食品であるもの（別表第十五の 2 から 5 までに掲げるものを除く。）にあっては、次に定めるところにより表示する。 イ 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、国産品にあっては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。 二 対象原材料が加工食品であるもの（別表第十五の 2 から 5 までに掲げるものを除く。）にあっては、次に定めるところにより表示する。 イ 国産品にあっては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあっては外国において製造された旨を「○○製造」と表示する（○○は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあっては、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」と表示する（○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。 ロ～ハ (略) 三 一及び二の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあっては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。
------------	--------	---

第 9 条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一 (略)

二 第三条及び第四条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語